

会議名称		令和3年度第6回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		令和4年3月17日(木) 14時00分から16時30分まで
場所		杉並区役所 第3・4委員会室(中棟5階)
出席者	委員	佐藤会長、井口委員、石川委員、小林委員、佐久間委員、中島委員、村本委員、山崎委員、奥山委員、新城委員、富田委員、松本委員、矢口委員、渡辺委員、浅見委員、加藤委員、細川委員
	実施機関	後藤中央図書館次長、高橋区民課長、日暮国保年金課長、植田障害者生活支援課長、秋吉高齢者施策課長、小松環境課長、出保学校支援課長、山田障害者施策課長
	事務局	手島情報・行革担当部長、森情報政策課長、倉島情報システム担当課長
傍聴者		0名
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 令和3年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録</li> <li>資料2 令和3年度第6回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項</li> </ul>
	当日	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議次第</li> <li>令和3年度第6回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 差し替え資料</li> <li>参考資料「個人情報保護制度見直しの全体像」</li> </ul>

【会議内容】

- 令和3年度第5回会議録の確定
- 報告・諮問事項
- 個人情報保護制度見直しに関する情報提供

番号	件名	審議結果
諮問第56号	図書等の貸出・利用の登録に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第57号	住民基本台帳管理に関する業務の労働者派遣について(追加)	決 定
諮問第58号	公的個人認証サービスに関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第59号	公的個人認証サービスに関する業務の外部結合について(新規)	決 定
諮問第60号	個人番号カード交付・予約管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
諮問第61号	国民健康保険システムに記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
報告第32号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第62号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部委託について(追加)	決 定
諮問第63号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部結合について(追加)	決 定
諮問第64号	国保情報集約連携システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
諮問第65号	障害者自立支援給付支払等システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
報告第33号	ふれあい入浴に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第66号	ふれあい入浴に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について(新規)	決 定
諮問第67号	ふれあい入浴に関する業務の外部委託について(新規)	決 定

諮問第 68 号	ふれあい入浴利用者台帳システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第 34 号	大気汚染防止に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 69 号	大気汚染防止に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について（新規）	決 定
諮問第 70 号	大気汚染防止に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 71 号	石綿等情報管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第 35 号	すぎなみエコチャレンジ事業に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第 72 号	すぎなみエコチャレンジ事業に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 73 号	すぎなみエコチャレンジ事業システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第 36 号	学校開放事業に関する業務の登録について（追加・変更）	報告了承
諮問第 74 号	学校開放事業に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 75 号	学校開放事業に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 76 号	学校施設目的外使用管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第 37 号	スポーツ振興事業に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第 77 号	スポーツ振興事業に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 78 号	スポーツ教室等参加者名簿管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 79 号	個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行う事務の追加等について	決 定
諮問第 54 号	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について	決 定
諮問第 55 号	情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について	決 定

会長	<p>本日は御多用の中、当審議会へ御出席いただきありがとうございます。ただいまより、令和3年度第6回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。初めに、連絡事項について事務局からお願いいたします。</p>
情報・行革担当部長	<p>本日の会議においては、前回と同様にオンラインを併用しての開催としております。本日は加藤委員がオンラインで参加をすることとなっております。</p> <p>また、水町委員、氏橋委員、宇田川委員、内山委員の4名から欠席される旨の連絡をいただいております。なお、井口委員、村本委員については、遅れていらっしゃるとの御連絡をいただいております。</p> <p>続いて、審議会の進行に当たっての留意点については、情報政策課長から説明をさせていただきたいと存じます。</p>
情報政策課長	<p>会議開始前に、審議会進行の留意点について改めて確認をさせていただきます。発言者を明確にするために、発言する委員の方は挙手をして、会長の指名を受けてから、お名前を名乗った上で発言を行ってください。オンライン参加の方については、発言時以外はマイクをミュート状態にさせていただくようお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてあるとおり、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしまいたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。なお、本日は案件の数が多いため、議事の進行にもよりますが、およそ1時間経過したところで休憩時間を取りたいと思います。</p> <p>それでは、資料1の令和3年度第5回の会議録についてですが、まず、事務局から修正や補足説明はありますか。</p>
情報政策課長	<p>特にございません。</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様から、会議録について訂正箇所や御意見等はありませんか。</p> <p>ないようなので、令和3年度第5回の会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>次に、次第3に移ります。報告・諮問事項の審議に入ります。まず、資料2の報告・諮問事項について、事務局から連絡事項をお願いします。</p>
情報政策課長	<p>資料2に差し替えのページがあります。本日、席上に、左上に「差し替え」と記載した外部委託記録票を配布しております。当該案件の審議の際は、こちらを御覧いただくようお願いいたします。申し訳ございませんが、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、情報・行革担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・行革担当部長	<p>諮問文を読み上げて会長に渡す。</p>
会長	<p>情報・行革担当部長から諮問文を受けました。</p> <p>本日も、委員の皆様と事務局、実施機関の方にお願ひがあります。新型コ</p>

	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、効率的に議事が進められ、時間短縮が図られるよう、会議の進行に御協力を是非お願いいたします。</p> <p>それでは、会議次第の裏面、報告諮問事項の一覧の順に従って審議をしていきたいと思っております。初めに、諮問第 56 号、諮問第 57 号、諮問第 58 号から諮問第 60 号について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
	<p>諮問第 56 号 諮問第 57 号 諮問第 58 号～第 60 号</p>
情報システム担当課長	諮問第 56 号について説明する。
情報政策課長	諮問第 57 号と諮問第 58 号から諮問第 60 号について説明する。
会長	ただいまの説明について、御質問はありますか。
委員	諮問第 56 号についてです。記載の内容についての確認というような話が主になってくるのですが、まず、今回の内容は、今使っているクラウドサービスに一本化するという話なのか、それとも、今使っている 2 つの方法をどちらもやめて、新しいクラウドサービスに一本化するということなのか、まず確認します。
中央図書館次長	現在考えているのは、既にあるクラウドシステムに参入するという形です。
委員	分かりました。今の構成についてなのですが、この記載の中にある専用端末というのは、図書館の中にある端末のことを指しているのかということ。あとは、ハウジングサービスとクラウドサービスの使い分けですが、図書館内からのアクセスがハウジングで、外部からも本の予約とかはできると思うのです。家から図書館の本の予約とかはできると思うのですが、このときはクラウドで受けるみたいな作りになっているのか、今の構成を御説明ください。
中央図書館次長	現在使っているのは、図書館内のシステムからアクセスしているということになります。2 番目の御質問ですが、全てアクセスが、現在のスタンドアローンになっているサーバのほうに行くという形になっております。
委員	そうすると、この記載の 4 行目の所を書いてある「データセンター内の事業者の機器を活用するクラウドサービス」というのは、今はどういう使い方をされていますか。
中央図書館次長	図書館システムのアプリケーションに関する機器等は事業者のものを使用し、現在、データが蓄積されている機器については、区の調達したものをデータセンター内に設置していますが、今後は、その機器についても、当該センターが用意する機器を利用します。
委員	理解しました。ありがとうございます。
委員	諮問第 57 号のマイナンバーカードの交付を派遣の方をお願いするということですが、このカードの予約受付のときに、申請をしている方の顔を、業

	務をやっている人が見ることはできるのでしょうか。つまり、紙だけのやり取りではなくて、その人の顔を見ることはできるのかどうか。
区民課長	今回の派遣の内容については、予約の受付を電話で、派遣職員が行うというものなので、交付事務を行うという業務内容はありません。
委員	なぜこんなことを聞いたかと言うと、個人番号カードに記載されている情報というのは、戸籍のある人でしたら、戸籍の表示がそのまま住民票にいき、住民票のデータ、情報が表示されるわけです。例えば、世の中にはペンネームを使っていたり、外国籍の方でしたら、いわゆる通称を使っている方などもいらっしゃいます。その方を見たときに、「あれ、この人、何とかさんだけど、本当は名前こうなんだ」ということは、やはり知られてはいけないと思うのです。そうすると、今回のこの業務では電話なので顔を見ることはできないということですが、実際に交付をするときに、例えば職員が見るといふ場面はあるのですか。
区民課長	マイナンバーカードの交付の際に、職員は本人のお顔とお渡しするマイナンバーカードのお顔を確認して、本人にお渡しをさせていただいています。
委員	そうですね、マイナンバーカードは必ず写真があるから、その人と確認してやらなければいけないですね。非常にセンシティブなことであるということをお説明しましたが、どのように、間違いがないように、つまり、守秘義務が課されているわけなのですが、どのようになさっているかの御説明をお願いします。
区民課長	まず、マイナンバーカードの受取にいらっしゃる方には、こちらから郵送でお送りした、マイナンバーカードの交付の準備が整いましたという連絡の通知をお持ちになっていただきます。その通知を確認するとともに、窓口で本人確認資料による御本人確認をさせていただいて、その内容と、あとはマイナンバーカードの記載内容、顔も含めてですが、そちらが間違いがないということを確認した上でお渡しをするというような手順になっています。
委員	最後にします。守秘義務は厳格に課されていますよね、確認します。
区民課長	マイナンバーカードをお渡しするのは、区の職員になりますので、守秘義務は課されております。
会長	ほかに質問はありますか。
委員	私も諮問第 57 号について確認いたします。今の質疑で、電話の受付ということでしたが、その際に派遣労働者の方が扱う個人情報とは、どういうものになるのでしょうか。
区民課長	まず、電話での予約の申込みの際にお伺いすることは、そのカードの製造管理番号、こちらからのカードができましたよという通知書の中に記載がされていますが、そちらと、あとは氏名、生年月日、御連絡の電話番号、受取の希望日、受取の希望場所、そういったものを電話で確認させていただきま。それによって、間違いなく、問合せされている方、予約をされている方の確認を行うことになっております。

委員	分かりました。もう予約受付だけなので、それ以外では、マイナンバーカードを申請された方と直接やり取りすること、お会いすることもないということですね。
区民課長	この派遣の職員については、マイナンバーカードの交付という事務の中で、その方にお会いするということはありません。窓口に来て、一般的な、いろいろな形の質問やお問合せなどというものについては、派遣の職員についても御案内も含めてやっておりますので、一般的な業務、幅広い業務の中でという意味で、顔を合わせるということはあるかもしれません。
委員	4ページ目の労働者派遣記録票の中で、管理個人情報の項目ということで「メールアドレス」が追加されていますが、これは、派遣労働者の方のメールアドレスで、その方と区がやり取りをするということでしょうか。
区民課長	このメールアドレスですが、基本的にはメールアドレスを電話での受付でお伺いするというものではないのですが、予約をされた方が、例えば受け付けましたよという確認の証しを特に希望される場合、又はWebを通じた予約の場合には、前日にお知らせメールをお送りする形になっているのですが、同じように、お知らせのメールが欲しいというような希望がある場合については、メールアドレスをお伺いしてお知らせをするというようなことで、全員に行くというようなことではございません。どちらかと言うと、例外と言っては何ですが、そのようなケースがあるので、そのために挙げさせていただいております。
委員	分かりました。予約者側のメールアドレスを聞く場合もあるので追加されるということですね。 次、諮問第58号から諮問第60号についてお聞きしたいのですが、まず、この交付・予約管理システムで書類をファイリングする、そのファイリング機能が、一体どういったものなのかということ。それから、このシステムでできないことなのか、それとも、それ以外のシステムを使ってもできることなのかを教えてくださいませんか。
区民課長	このシステムについては、申請書のPDF化を行って、それをこの交付・予約管理システムを通じてクラウドに保存をするというものになっています。ですから、現在のマイナンバーカードの交付・予約管理システムを通じて、データセンター、クラウドのほうに保存をする形になるので、入り口としては、現在の交付・予約管理システムを窓口として、データセンターのほうに保存をするという形になっています。
委員	あと、外部委託の事業者によって、外部委託記録票があるのですが、具体的にどんな業務が行われるのか、いわゆるPDF化されたデータなど、個人情報を委託事業者のほうで確認するようなことがあるのか、それとも、システムの運用というだけなのか、その辺はいかがですか。
区民課長	あくまでもシステムの管理を行うということになります。
委員	分かりました。最後、5ページ目の電算入力 of 規模なのですが、文書保存

	箱 70 箱というような形で規模が書かれていて、この 70 箱が想像できないのですが、これは 1 年当たりどれくらいの量になるのか御説明いただけますか。
区民課長	件数でよろしいでしょうか。大体 6 万 4,000～5,000 件と想定しております。
委員	では、最後に残された質問で、どなたも聞かれなかったものですから、確認をさせていただきます。文書は、15 年から 10 年の保存をしているということなのですが、この 15 年、10 年というのは、どのような基準を設けて、そのようになっているのかということと、電子化された場合にも、そのような期限で保管ということになるのか、その点を確認します。
区民課長	これについては、電子証明書の発行申請書と電子証明書の更新の申請書の 2 つですね、それが 15 年の保存年限になっています。そのほかのものについては 10 年という形になります。そして、電子上で保管する場合にも保存期限が同じなのかという御質問ですが、委員のおっしゃるとおり、保存期限は同様です。
委員	最後です。今、文書によって保存期間が違うということなのですが、これは法律か何かで基準が示されていることなのでしょう。
区民課長	これについては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第 82 条の規定に基づいたものです。
会長	ほかに、御質問はありますか、それでは、今の諮問第 56 号から諮問第 60 号について、御意見はありますか。
委員	諮問第 57 号及び諮問第 58 号から諮問第 60 号については、マイナンバーカードの交付やその証明書類に関わる諮問ですが、もともとマイナンバーカードの利用拡大などについて私は反対の立場ではありますが、そもそもある業務がデジタルに置き換わる、電話予約を受けると、業務の効率化に一部寄与するところもあるという観点で、今回の諮問については、特に反対はいたしません。諮問第 56 号については、特に問題ないと考えております。
会長	ほかに、御意見はありますか。では、ほかに御質問や御意見がなければ、諮問第 56 号から諮問第 60 号は決定といたします。 では次に、諮問第 61 号、報告第 32 号と諮問第 62 号から諮問第 64 号、諮問第 65 号について、事務局から説明をお願いします。
諮問第 61 号 報告第 32 号、諮問第 62 号～第 64 号 諮問第 65 号	
情報システム担当課長	案件について説明する。
会長	ただいまの説明について、御質問はありますか。
委員	諮問第 61 号の未就学児のことです。これは未就学児というフラグを立てるということなのですが、わざわざこのようにしなければいけないものなの

	<p>でしょうか。例えば住基情報などとリンクしていて、放っておいてもその情報が行くというようになっていないのでしょうか。フラグを立てるとなると、未就学児ではなくなったときに、そのフラグを無効にする作業が必要なのかと思いますけれども、手作業でやっているとしたら、消し忘れが発生するのではないかと心配しております。</p>
国保年金課長	<p>フラグを立てる意味なのですが、おっしゃるように未就学児ですので動きます。私どもは、その方たちに例えば保険料の賦課通知等を出すときに、その賦課通知の中には「この減額をしている」という印も当然示した上で金額を提示させていただいています。したがって、そういった集計を掛けるときに、このフラグがあるときちゃんと記載ができるので、私どもとしては、このフラグを立てさせていただきたいと思っております。委員が御指摘のとおりで、確かにミスが生じるということも考えようによってはあるかもしれませんが、ただ、あくまで要件は決まっておりますので、当然、その要件から外れた方についてはフラグを外させていただきますので、特段の問題はないのかなというように思っているところです。</p>
委員	<p>分かりました。あと、心配するのは、本当はその減免が受けられるのに、フラグを付け忘れたことで受けられない人がいると困るかなと思いましたが、これは指摘だけしておきます。御答弁は結構です。</p>
情報システム担当課長	<p>補足です。フラグはシステムで自動設定されるものです。また異動などがあれば、フラグはまた自動で消されるというもので、基本的に手動で入れるということはないものです。</p>
委員	<p>手動で入れることはないということで、安心しました。</p> <p>次にいきます。諮問第 62 号から諮問第 64 号です。健康保険の未加入者であるという情報も入力するわけですね。窓口で申請手続をすると、それが自動的に入力されるわけではないようですが、この内容について、もう少し詳しく説明していただけますか。</p>
国保年金課長	<p>この経過をもう少し御説明させていただきますと、例えば社会保険に入っていた方が会社をお辞めになると、その資格がなくなるわけですが、ともすると、会社の保険証をそのままお使いになる方がいらっしゃいます。一方で、国民健康保険法上の加入要件は、その地域にお住まいの方ということになっております。したがって、その方は既に社会保険を脱退していらっしゃるので、本来はほかの保険に入らなければ、国民健康保険に入る必要があるという形です。ただ、先ほど申しましたように、そのまま旧保険証を使った場合に、つまり、まだ国民健康保険には入っていらっしゃらない、社会保険も脱退なさっているとすると、その診療報酬を払うことが非常に困難になってしまうという現状が今もございます。そういう点から、先ほど申しましたように、脱退して、かつレセプトは今はオンラインで確認できますので、その方が診療報酬書に書いてあった保険をお持ちでないということは、その診療報酬が来た段階で分かります、したがって、その内容をきちんとした保険加入に切り替えるために、今回こういう 3 か月以上そのまま入っていない方につ</p>



	いては、国民健康保険に加入いただくように勧奨するというものです。
委員	ということは、その方に対して、「あなたは前の会社の保険が切れているわけだから、ちゃんと切り替えなければいけない」というような通知をなさるのでしょうし、そもそも診療報酬を払ってくれる先がないわけだから、この情報は請求書が届くという情報にもなるわけですか。「あなたはこの前、本当は使ってはいけないのに使ったので、お金を払ってもらわないと困るのですよ」というようなことを言うのかどうか。
国保年金課長	国民皆保険制度ですので、健康保険はずっとつながっていますので、そうしますと、当然それを遡及して、ほかの保険なり国民健康保険に加入いただいて、その分の保険料もお払いいただくという形になります。
委員	分かりました。そうすると、3か月待つというのは何なのでしょう。例えば1か月ぐらいでもいいような気もするのです、そのほうが早くお金が回収できるように思うのですが。この3か月待つというのには根拠があるのでしょうか。
国保年金課長	理由としては、第1には、国から3か月ということが提示されているということです。あと、ともすると次の加入までにお忘れになったり、忙しくてできなかったりして、実際は入っているのだけれども、期間が経過してしまうケースも多々あるというように聞いておりまして、そういう面で一定の期間が必要かなというところから、3か月になったものと理解しております。
会長	ほかに御質問はありますでしょうか。
委員	私も報告第32号、諮問第62号から諮問第64号について、1点だけ申し上げます。健康保険の未加入者のような状況になられている人というのは、実際に杉並区内にどれぐらいいるなどという想定はあるのでしょうか。規模で言うと、どれぐらいの人数になるのでしょうか。
国保年金課長	結論から申しますと、そういった数字はなかなか把握できていないという現状です。ただ、今、実は国民健康保険の加入者は減ってきております。前年度と比較すると、2,000人強減っているという状況もございます。ですので、そういった方の中にも含まれるのかなとは思いますが、ただ、実際にきちんと未加入者を把握する方法を特段持っておりませんので、今のところはそこについては分からないというところです。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	私も諮問第62号から諮問第64号の部分についてお尋ねします。これは社会保険ではなくって国民健康保険に加入する人たちが対象になるのですが、以前も同じような相談を受けたことがありまして、国民健康保険から社会保険に移った方なのですが、国保を脱退する手続きが必要なことを知らずに国保からも保険料が請求されるという事態がありました。このケースのように、国保は脱退するときに申請しなければなりません。そういうことも含めて、分かるようなシステムになっているということなのでしょう。つまり、国保を脱退するという申請をしなくても、社会保険に移るという申請を

	<p>しなくても、このシステムを通して、そういう状況が分かるようになるのでしょうか。先ほどの社保が切れたということでは、分からないのでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>まず、国保から社会保険に移られる方については、法律上で脱退届が必要ですので、それはお出しいただいた上で国保から脱退いただく形になります。社会保険については、そういった法令上の規定があるのか私も十分に存じていないのですが、ただ、この制度は先ほども申しましたように、未加入の状態になっていることをいかに是正するかということを目的に設けておりますので、保険の状態がどういう形で把握できるのかというところまでは含まれていないと思っております。</p>
委員	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますでしょうか。では、何か御意見はありますでしょうか。</p> <p>御質問、御意見がなければ、報告第 32 号は了承、諮問第 61 号から諮問第 65 号は決定といたします。</p> <p>次に、報告第 33 号と諮問第 66 号から諮問第 68 号、報告第 34 号と諮問第 69 号から諮問第 71 号、報告第 35 号と諮問第 72 号、第 73 号について、事務局からお願いいたします。</p>
<p>報告第 33 号、諮問第 66 号～第 68 号 報告第 34 号、諮問第 69 号～第 71 号 報告第 35 号、諮問第 72 号・第 73 号</p>	
情報政策課長	<p>案件について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、御質問はありますでしょうか。</p>
委員	<p>諮問第 66 号から諮問第 68 号のふれあい入浴についてお伺いします。新規申請をするときには身元確認証が必要になっていますが、お風呂屋さんの番台で見せて、そこで申請書を書くという流れになっているようですが、今現在はどのようにしているのですか。</p>
高齢者施策課長	<p>今現在は保険証などを見せていただいて、その上でカードを発行するという形で、特に申請書などの提出は求めておりません。</p>
委員	<p>先ほどマイナンバーカードの交付に関して、派遣の方とのところでも指摘しましたが、保険証にはその人の戸籍名だとか、本名が載っているわけです。あと、お風呂屋さんというのは日常的によく行く所で、顔見知りなわけです。その方に自分の登録した名前などを伝えたくないと、ためらう人はいると思うのです。今現在、それで問題なくやっているのかもしれませんが、もしかしたらそれがネックになって使わない人もいるのかもしれませんが。今回は区が入るわけですから、例えば浴場に申請するのではなくて、区で受け付けてくれるとか、そういうことはないのかどうか。もう 1 つは、カードの絵がありますが、ここにある利用者氏名というのは、戸籍や住民票に登録された名前であればならないのか。この 2 つをお尋ねします。</p>

<p>高齢者施策課長</p>	<p>まず、区で受付というお話がございましたけれども、受付方法については、実際に浴場で受け付けるのがいいのか、区で受け付けるのがいいのかも検討いたしました。結果としては、身近な所で、実際に利用される所で受付をされるというのが、利用者にとっての利便性も高いだろうということで、浴場で申請していただく形を取りました。</p> <p>もう1つの名前のほうですが、実際に区でも御本人かどうかということを確認する上では、戸籍や住民票に登録された名前で確認しないと、通称名だとか、幾つかあって、お一人が何枚もカードを持つということは、週1回利用というルールの中で2回利用したりということができてしまうものですから、そこは登録された名前でのように考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>次です。緊急連絡先の情報を本人以外から収集する、例えば家族の情報を収集する、もちろん住基登録などを見れば分かるわけですが、これも必ずしも家族と仲がいいとは限らないと言うか、そのカードを作って銭湯に行っているということを知られたくない人もいるかもしれません。それから、家族が一緒にいない、つまり単身高齢者というのは、杉並は結構多いです。1/8世帯ぐらいでしょうか、結構あります。そういう人はどうするのですか。</p>
<p>高齢者施策課長</p>	<p>この緊急連絡先については必須ではございません。万が一、何かあったときに御連絡させていただくためのものですので、御本人の御了解を得た上で、必要な方に記入していただくという形を取る予定でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>こういうほとんどの制度は、大多数の人を対象にやっているわけです。だけれども、中には名前は女性なのだけれども、既に性別を変更している人がいるのかもしれない。戸籍の名前はそのままにしている人がいるのかもしれない。そういう方がだんだん増えていく中において、何とかそういう方も申請できるように、しかも、カードを何枚も取って不正に安く入るといったことはしないようにしなければいけませんので、そこをシステムで、番号で管理するのは私はいいと思わないのだけれども、杉並区はマイナンバーとは違う形で番号があるわけだから、そういうものを使うことによって、重複発行などは防げるはずですが、そういう知恵を使ってほしいと思うのですが、どうでしょうか。</p>
<p>高齢者施策課長</p>	<p>二重発行などのチェックの仕方については、現在は氏名でというように考えておりますけれども、委員が御指摘のように、良い方法があれば、今後はそういったことを取り入れていきたいと思えます。</p>
<p>会長</p>	<p>後半の部分は御意見として受け止めておきます。</p>
<p>委員</p>	<p>45 ページの石綿のシステムの件についてです。フロー図に描いていただいている、流れはよく分かるようにしていただいて有り難く思っています。緑線の④ですが、入力した内容の修正が事業者も杉並区もできるようになっています。何かのときに、このように書いておいていただいたほうがいいのかと思うのですが、基本的には事業者が修正を入れるという認識で合っているのでしょうか。</p>

環境課長	<p>入力した内容を修正というのは、基本的に入力した人が実施することを想定しています。事業者が御自分で入力した場合には事業者が修正します。紙で提出されて、区に代理で入力してほしいと頼まれたときには、区が入力していく、その場合で万が一修正事項があった場合には、区が修正することがあり得るということです。</p>
委員	<p>このフロー図の説明のときに、情報政策課長から「電子で申請があった場合の話」という御説明があったと思うのですが。</p>
環境課長	<p>電子での報告は事業者が行うのが基本ですが、それが難しい事業者は区に紙で報告し、区が代理で入力する仕組みになっています。システムの利用の仕方は今申し上げたような形で、双方から入力できて、修正しなければいけない箇所があれば、入力した者が修正できるような形を取っているというものでございます。</p>
委員	<p>分かりました。絵面的にこのようになるのは、これで合っていると思うのですが、事業者側が修正するのが基本なのだとことを確認したかったというのが質問の意図でした。</p> <p>ネットでこのシステムを調べると、明日から稼働のようなのですが、現状、厚労省のサイトにより詳細な説明が載っていて、ただ、システム自体は環境省のページに設置されるようにホームページからは見受けられています。事業者も、早めに確認している人からは、これは明日以降はどこに行ったらいいのかということが分かりづらい印象がありますので、このシステムの利用の周知と勧奨のところについて今の計画を伺い、それで終わります。どのように石綿の管理をする事業者に、このシステムの利用を促していくのでしょうか。</p>
環境課長	<p>この間、東京都などは、それぞれの業界団体に周知をしっかりと行っていきますし、私どもも、例えば窓口で、主にアスベストの公害に関する届けがあった際には、周知を行ってまいりました。チラシやパンフレット、ホームページなどでも周知をしてまいりました。実際に現場指導に入ったときにも、お伝えしているところですので、今後も何か迷われたときに御相談いただければ、そこは丁寧に周知に努めていきたいと考えています。</p>
会長	<p>ほかに御質問はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>諮問第 66 号から諮問第 68 号のふれあい入浴についてお尋ねします。38 ページの外部委託記録票の委託先との授受の方法ということで、その他の部分に「口頭」と書いてあるのですが、これは余り外部委託記録票の中では見ないのですが、こういった情報を口頭でやり取りするのでしょうか。</p>
高齢者施策課長	<p>資料でお付けしている 40 ページの再発行の場合の所です。再発行のときに申請書を書かれたと、その方が再発行をして、すぐに入れるということをするために、浴場から電話で区に問合せをして、既に提出済みの方なのか、そういったことを確認するというので、「口頭」というように記載しております。</p>

会長	ほかに御質問はありますでしょうか。
委員	<p>率直な疑問です。諮問第 69 号から諮問第 71 号の部分で、先ほども他の委員から質問がありました。一定規模以上の建築物ということなので、大分大きなものが想定されるのかなと思っています。先ほどのやり取りの中で、区が内容を聞き取って、修正があったら事業者又は区が訂正できるというようなことだったのですが、文書をもって区にやっってくださいという場合にのみ、区がやるということですか。同時に双方がやって、記載が違った場合にはどうなるのだろうかという、率直に疑問が湧きました。そこら辺の中身はどのようになっているのでしょうか。これが1つです。</p> <p>それと、入れる場合の内容は、入れたときの中身は、事業者も区も同時に見ることができるものなのでしょうか。そこは事業者には隠されたものになっているのでしょうか。教えてください。</p>
環境課長	<p>基本的には事業者に入力してもらうものなのですが、何らかの事情で入力のできない方々に関しては区に紙で提出いただきます。その際に、区が代理で入力していきます。そういった中で、もし修正が発生した場合には、基本的に入力した者が修正していきますので、事業者と、紙で提出した事業者の分は区が事業者を確認した上で、何か修正があれば修正するということです。基本的に修正はないと思われるところですが、そういった形を予定しています。</p> <p>同時に見られるかという辺りは、事業者が入力した部分は、事業者と区が双方とも見ることができます。その他、区のほうでは指導等がありますので、指導等に関して区が入力したデータについて、事業者は見られない等、見られる範囲はお互いに違うということがございます。</p>
会長	ほかに御質問はありますでしょうか。では、御意見はありますでしょうか。
委員	<p>諮問第 69 号から諮問第 71 号についてです。先ほど御答弁を頂いた内容についてです。事業者から質問があったときには対応していくというお話だったのですが、このシステムが都から区に事務として移管されてきて、かつ、事業者側が直接入力することができるというシステムの意図としては、管理者たる区の負担軽減という意味合いが大きいのだろうとされていて、それをシステムで実現するというのは大変重要なことですから、是非積極的な活用を促していただきたいと思います。問合せがあったら対応するのではなくて、どんどん使っていただいて、みんなの負担が軽くなるという施策につなげていただければなと思っています。このことを意見としてお伝えさせていただきます。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますでしょうか。</p> <p>御質問、御意見がなければ、報告第 33 号から報告第 35 号は了承、諮問第 66 号から諮問第 73 号は決定といたします。</p>
情報政策課長	<p>本日は案件が多く、会議は2時間を超えられると思われま。皆さんがよろしければ、休憩の時間を設けてはいかがでしょうか。</p>

会長	では、今から 10 分間の休憩といたします。
(休憩)	
会長	<p>それでは、ちょうど 10 分たち、皆様もおそろいですので、再開いたします。</p> <p>次に、報告第 36 号と諮問第 74 号から諮問第 76 号、報告第 37 号と諮問第 77 号、第 78 号について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>報告第 36 号、諮問第 74 号～第 76 号 報告第 37 号、諮問第 77 号・第 78 号</p>	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの説明について御質問はありますか。
委員	<p>諮問第 74 号から諮問第 76 号です。今日御説明を聞いて、こんなアナログなことをやっていたというので、びっくりしています。今、杉並区では、さざんかねっとで集会施設やスポーツ施設も借りられる、これは誰でも登録すればできるという制度になっていますが、これとは別に、今回新しく学校開放のそういった申込みの仕組みができる、つまり、誰でも登録すればできるような、そういうものができるということなののでしょうか。</p>
学校支援課長	<p>今回の学校施設の利用は、やはり団体登録をした上で、その登録団体の利用ということになります。将来的には一般に開放していくということはありませんが、当面は団体登録の方々を対象にしていきたいということです。</p>
委員	<p>その団体登録が、誰でもできるのかどうかということなのです。一部の人がだけが、情報を仕入れた人だけが使えるというような形になるというのは、いかがなものかと思いますが、どうでしょう。</p>
学校支援課長	<p>団体登録の要件としては、まず 10 名以上の団体で、区内の在住・在勤・在学、このような方々のリストを出していただいて、その方々を 1 つの団体として登録していただくというようなシステムになっています。</p>
委員	<p>さざんかねっとのスポーツ施設のほうについてです。もう 10 年近く前に私もいろいろ指摘したことがあるのですが、例えばテニスコートというのはすごく使いたい人が多いから、グループを作っている人が、そのメンバーで何人もカードを作ると、代表者だけではなくて。そして、その人たちが、きちんと抽選はしているのだけでも、独占的に使っているようなことがあったりとか、それからもっと言うと、その使用权を、そんな権利なんてないのだけれども、それこそお金でもって売買しているのではないかみたいなこともあります。それで、どのようなことをしたかと言うと、登録メンバーの名簿を全部出せと。これ自体が非常に個人情報にさらすことになって、いかがなものかと思うのだけれども、ほかに方法はないのかなと思いましたが、今回のその学校開放に当たっても同じような問題が生じ得るのではないかと。もしそうだとすると、何らかの対策を考えているのかどうか伺います。</p>
学校支援課長	<p>やはり基本的には、1 つの団体に所属されている方はほかの団体に所属をしないということをお大前提にしております。私どものほうとして、利用に当</p>

	<p>たって団体の方々には誓約書というのを出示していただいて、何らかのそういうようなイレギュラーなとか、不正とか不当なことをしたら、状況によっては利用ができなくなりますよというようなことで、しっかりと押えていきます。今後はそういうところがイタチごっこになるかもしれませんが、何らかの対策を考えていかなければいけないとは認識しているところで</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>今、他の委員の質問を聞いていて1点だけあります。今後の展望みたいな話なのですが、記載のセキュリティ対策の部分などを確認すると、かなり今っぽいシステムを構築されるのだらうと思っています。一方で、さざんかねっとは、パソコンだったりとか、ゆうゆう館とかにあるあの端末を意図したもので、スマホでの使い勝手というところは余り洗練されていないものになっていると。さざんかねっとに乗せる形は考えていなかったのかというところと、今後、今回学校支援課さんで作ったところに地域が入ってくるとか、そういう統合をしていくような考え方はあるのか。というのも、やはりスポーツの機会を探しているというところでは、横断的に見られたほうが当然よいかというところがあるので、今後のその辺のシステムの統合の展望をお示しいただければと思います。</p>
学校支援課長	<p>やはり区民の方々にとってみたら、1つのシステムで使えるということが一番望ましい形であろうかと思っています。ですから、私たちも将来的にはそれを統合というか、その辺のところも視野に入れていかなければいけないと思っています。しかし、何分今回はモデル事業で、どういうふうな形でやっていくのがいいのかということと、簡便にやっていかなければいけない、早急にやれるシステムかどうかということで、考えたのが、さざんかねっとに入れていく方法、もう1つは、その簡便なほうでやっていく方法でした。時間的なことがありましたので、今回はスマホで独自に作っていく形としますが、将来的に統合させることも1つの視野に入れなければいけないかなと考えているところです。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>私も同じく諮問第74号から諮問第76号について幾つか確認させていただきます。モデル事業というところで改めてシステムを構築するというのに少し疑問があるのですが、改めてシステムを構築するのと、さざんかねっとでこの事業を行うのとなを天秤にかけると、さざんかねっとでやるほうが非効率的だったというふうな判断だったのですかね。</p>
学校支援課長	<p>非効率的というよりも、時間的な制約というか、私どもとしてはこのモデル事業に合わせて作っていかなければいけないというところがありますので。さざんかねっとに乗せていくとなると、乗せるまでにある程度の時間が必要になるかと思いましたが、今回はパッケージですぐに使えるものということで、そういう面では簡便にできるということもありましたので、そちらを選択させていただいたというところです。</p>

委員	<p>分かりました。ちなみに、今現在、学校の利用に当たって、利用料金というのを取られているのかどうなのか。そして、今後その利用料というものを取っていくことになるのかどうなのか教えてください。</p>
学校支援課長	<p>利用料金については、運動場とそれからアリーナと言われている体育館などで別々ですが、1時間当たり例えば体育館であれば600円、校庭であれば200円というような形で設定しているのと、少年団体、お子さんたちが使っている団体については無料にさせていただきます。</p>
委員	<p>他のスポーツ施設と同じような形でとなると、すごく値段が上がってしまうのかなという不安もあるのですが、その辺はちょっとシステムとは関係ないので。あと、外部委託の事業者は、今どういった所を想定されているのでしょうか。</p>
学校支援課長	<p>プロポーザルにおいて、スポーツ団体を事業者とするよう考えています。今回のスキームというのは、このシステムを作ることと、それから部活動の支援、それからシステムの中で空いた枠のところでスポーツ振興事業をやっていただくということになりますので、スポーツに明るい事業者をとということで選定していくところです。</p>
委員	<p>分かりました。今、学校施設を使う登録団体の中でアナログ的な話合いでやられているというのも、悪い面ばかりではないと私は思っていて、様々な団体の特性に合った方々の状況に合わせて話合いの中で決められているところが、各学校であると思うのです。そういったものは、今後こういうシステムが導入されてしまうと、全て抽選と。どんな団体でも、その学校の子供たちが所属している団体と全然違う、学校とは余り関係ないけども地域の事業所とかで働いている区外の方々の団体等と比べても、同じ抽選で、同じ確率でというようになってしまう感じなのではないでしょうか、このシステム的には。</p>
学校支援課長	<p>システムを考えると、そこにある程度色を付けるということは、やはりなかなか難しいところがあると思います。今おっしゃったとおり、学校それぞれのローカルルールというのがあって、それぞれのいろいろな使い方があるのですが、それが果たしていいのかどうかというのを含めて、やはりある程度公平にするべき部分があるだろうというところもあります。その辺のところというのは、今回モデル事業でやってみた後で、その後どういうふうに展開するかを、それも含めて考えていかなければいけないとは思いますが。私どもは、なるべく広くいろいろな区民の団体の方々に使っていただきたいと考えているところで、今回の仕組みを作ったというところもあります。</p>
委員	<p>分かりました。続いて諮問第77号、第78号、これも学校を利用するものだと思います。外部委託ということで再委託の禁止に○が付いておりませんで、再委託が必要な理由という所には、スポーツ教室を実施するために専門的な業者さんに再委託すると書いてあるのですが、そこだけであって、教室等の参加申込受付とかシステムによる申込情報の管理とか、そういう基本</p>



	的な部分については再委託はしないというように認識してよろしいでしょうか。
学校支援課長	今委員がおっしゃったとおりでございます。
委員	あと、基本的には再委託は禁止されていないのですが、再々委託までというところは禁止されているのかどうなのか。
学校支援課長	基本的に私たちが考えているのは、単に今回の事業実施をするときに、専門性がより高い講師の方とか教えてくださる方、今のこのシステムをやっている事業者以外でもっと長けている方々がいらっしゃいますから、その方に委託するということがメインで、それを単に他者にまで広げていくということは、私たちが想定しているものではありません。
委員	諮問第 77 号、第 78 号について伺います。今のお答えを聞いていますと、事業実施や参加受付を全て同じ事業者に委託することを前提にお話されているようなのですが、その中で心身等の情報の収集の部分なのですが、身体障害の有無、精神障害の有無、身体状況、健康状態、もちろんスポーツによっては必要なものもあるかと思うのですが、この収集の目的、要するに手帳を持っている人に何か減免する必要があるのか、それともスポーツ自体の何かを考えていらっしゃるのか、その辺りを教えてください。
学校支援課長	今回については、やはり障害スポーツを広めていきたい、取り組んでいきたいと考えているところです。ですので、障害の程度それから部位によっても、該当するスポーツ講習かどうか考えなければいけませんし、何よりも障害のある方、それから身体状況については、当日どういう配慮をしたほうがいいのかということも、スタッフはしっかりと認識していかなければいけない、こういう方がお見えになるからということで、きちんとした体制を組んでいくために、そういう情報が必要だと考えているところです。
委員	障害スポーツは詳しくはないのですが、身体障害が主なのかなと思うのですが、精神障害の有無、程度というのは、どういう基準によっているのでしょうか。それから、参加可否の通知というのがありますけれども、これはそれに引っ掛かってくるものなのかどうか、そこを教えてください。
学校支援課長	まず参加の可否に引っ掛かるかどうかというのは、参加に適しているスポーツの内容かどうかにもよります。基本的にはこの障害があるから駄目とするものではないと考えているところです。
委員	そうしますと、身体障害の障害スポーツは、パラリンピックとかいろいろあって、ある程度イメージは付くのですが、精神障害は何かそういった関係があるのですか。
学校支援課長	精神障害の方と内部障害の方々というのは、やはり見えにくい障害の方ですから、例えばてんかんがあるとか、逆にいろいろな配慮を要する部分があったりします。そういうためにも、どういう状況なのかというのはスタッフの中では押さえておくべきことで、何かあったときはどういう対応をしなければいけないかというのは、事前にきちんと押さえておく必要があると考え

	ているところです。
委員	そうしますと、その配慮の中には例えばこういう人が来るから人員を増やすとか、そういうことをしていただくというような契約になっているということですか。
学校支援課長	障害の状況によってスタッフが必要だということは、当然、内容によってはあると思います。そういうことも含めて、きちんと体制をとっていくためには必要な情報ではないかと考えているところです。
委員	何かあったときの緊急連絡先とか、そういったものはこの情報の収集の中にはないということよろしいですか。
学校支援課長	この中にありますように、電話番号等もありますので、そこに連絡をすることもありますが、何かあったときはやはり 119 番がまず先になります。御家族の方に連絡するというのであれば、先に頂いている電話番号等から対応していく形になると思います。
情報政策課長	補足です。57 ページの個人情報の所ですが、個人情報の収集の範囲が参加者等となっておりますので、その下のほうの個人情報の記録の内容の項目には氏名、住所、電話番号等も入っており、その対象となるのが参加希望者等となっておりますので、この「等」のほうで、委員が御指摘のところ、例えば特定した方に御連絡ということであれば、こういった所で読み取れるかなと考えております。
委員	そうすると、今の言葉の「等」の所で読み込むのだということですか。健康状態、身体障害の有無等は、確かにスポーツをする上で関係するとは思いますが、精神障害については、見えないとおっしゃいましたけれども、差別の問題もあり、御本人の認識もあり、それから手帳の有無ではないところまで問うようなことであれば、なかなかその辺りが言いたくなくて申し込みにくくなる可能性もあるのかなという心配をしております。
学校支援課長	御懸念のことはよく分かります。全てのスポーツの講座、講習に、障害があるかないかということをお出しいただくということではなく、あくまでも障害者が参加するスポーツという限定はしていきたいと思っています。ですから、今回の講座全部に対し、逐一情報として全部くださいということを考えてなくて、講座の参加対象によって収集をしていきたいというところです。
委員	この問題だけではなくて、資料の作り込みなのですが、全員に確実に取るのか、希望者だけなのか、こういう要件のときだけなのかというのが、すごく分かりにくいので、以前も資料のことについては申し上げた覚えはありますが、今後また大きな制度転換もありそうなので、その辺りはまた考えていただければと思います。これは要望です。
委員	私も全く一緒なのですが、精神障害が関係あるスポーツというのは、どういったものがあるのですか。
学校支援課長	関係のあるスポーツというか、障害スポーツでは、障害のある方を対象に

	<p>する場合がありますし、障害を理解するという点で障害スポーツをやるということもありますので、その辺りを考えているところです。</p>
委員	<p>具体的にこういった場合があるのですか。こういったもので、どのように影響するのかというのを、1つだけでいいですから、具体的なケースを挙げていただきたいのですけれども。</p>
学校支援課長	<p>一例を挙げると、例えばボッチャという障害のスポーツがあります。それに対しては、ボッチャを体験したいという障害のある方もいらっしゃいますし、ボッチャという障害のある方々のスポーツをやってみみたいという方々もいるというところで考えているところです。</p>
委員	<p>そういったところで考えているというのは、どういう意味ですか。</p>
会長	<p>恐らく質問の趣旨は、スポーツの種類ではなくて、どういう障害の種類なのかという質問だと思います。委員、そういう意味ですか。</p>
委員	<p>具体的にこういった意味で影響があるのかなという気がしました。</p>
会長	<p>あと、その影響ということですね。</p>
委員	<p>要するに、精神障害のデータを取らないと、何か影響があるわけですよね。影響がある場合があるということですよね。</p>
学校支援課長	<p>今、正にこういうスポーツを、こういう方々を対象にしてやっていこうということを予め決めているものではありません。今後、障害スポーツを広めていきたいということがありますので、いろいろなスポーツを行っていく中でこういう情報が必要になるのではないかと思います。</p>
委員	<p>なるほど。でも、そうしたら、審議会としてOKなんか出せないですよね。具体的じゃないと、なかなか難しくないですか、判断できないですし。具体的にこういうことをやるからというのであれば分かるのですけれども。同時に、区がどこまで関わってやるつもりなのか、私はよく分からないなと思って聞いていたのです。つまり、区が主催してそういうイベントをやるという意味で言っているのか。広めていきたいというのは、別にそれ自体は抽象的には悪くないと思うのですけれども、具体的に広めると言っても、単に宣伝するだけというのがありますし、具体的に区が主導していろいろなことをやっていく場合と、いろいろなパターンがあると思うので、具体的なものを挙げていただかないことには、これを取っていいよね、そうですねとは言にくいような気がするのですが。その辺りはどうなのでしょう。</p>
情報政策課長	<p>今は学校支援課の方がお見えになっているのですが、学校支援課としてこの事業を行うというのがこれからのことということで、なかなか具体的な競技名、教室名が出てきていなかったのかなと、私は思っています。ただ、これは委託事業としてスポーツ教室を行うところなのですが、実はスポーツ振興課で既に区が主催の同じようなスポーツイベント、スポーツ教室を行っている事業があります。それについては、こういった個人情報登録票等も全て整っているところですが、そういった中でも精神障害の有無は取っているのです。スポーツ振興の担当がいないので、私もこういった教室ですという具</p>

	<p>体名をすぐ出せないところではあるのですが、区でもそういった同等の業務を行っている上で、今までの過去の状況を見ても、教室の内容によっては、そういった精神障害の有無を把握した上で、その方にきちんとしたその時々への対応をすることが求められることがあると認識しております。そういったことで、学校支援課がこれからの事業なので、具体的な教室名まで出てこないところではあります、これまでの区の同等の教室をした実績から、やはりこちらは必要な情報になるであろうと考えております。</p>
委員	<p>ほかで同等のものがあるかどうかは余り重要ではなくて、それもそのケースで本当に必要だから認めてきたのですよね。だから、結局そういったものをきちんと出していただかないのに、一般的にここでOKを出したから、もうそれでOKですというような意味で言っているのか、それを判断するために正に審議会はあるのではないのかなという気がするのですが。要するに、個別具体的なケースで、このケースは必要です、このケースは必要ではないですという話ではないのですか。何となくそれが引っ掛かるのですけれども。</p>
学校支援課長	<p>区の中でも、障害スポーツで精神障害の方々も参加しているスポーツもあります。私どもとしては、今後学校という場所を活用しながら、障害者のスポーツを広めていきたいということで、今後どのような形でそのスポーツを広げていくか、今回のモデル事業も含めて、考えているところです。</p>
委員	<p>今の内容を聞いていて、私たち障害者団体で現にスポーツをいろいろやっている、区のスポーツ振興財団がいろいろなイベントをやってくださっているのです。ボッチャもありますし、ユニカールもありますし、水泳、スポーツ吹矢も、年間に何回か催していただいています。そういう機会を頂いているときには、参加するほうは不安であればガイドヘルパーを付けたり、親が同行したりしている、1人でいっしょやる方もいっしょいますけれども、その場合は軽度の知的障害の方が多くて、精神障害が絶対ないかと言われると、私も全部参加しているわけではないので分かりませんが、</p> <p>障害者関係者からすれば、スポーツを広めてくださろうとしている区の方にはとても感謝していますし、なかなかそういう場に参加することができないでいるのです。こういう広まりは、私たちにとってはとても助かるので、余り制限を付けられると、何が起こるか分からないというのは普通の方だって何を起こすか分からないわけですから、それを恐れていたら何も始まらない。こうやってまた新たに学校の施設を開放してくださるといふことになれば、今、小学生や中学生の方もこれから利用する場所が増えるということで、とても助かるので、これは意見ですが、いろいろと苦労してくださっている区の方にはとても感謝していますということを、是非申し上げたいです。余り障害者を怖がらないでください。</p>
会長	<p>まず御質問がある方を先にしますので、御質問があればお願いします。</p>
委員	<p>障害者を差別するつもりはなくて、逆に守りたいと思っています。障害の種類としては、身体、知的、精神とありますが、知的障害はここでは聞か</p>

	ということですか。
学校支援課長	精神障害の中に知的障害が含まれています。要は知的・精神と身体というように障害は分かれています、大きな意味で言うと、脳の問題から知的と精神は一緒になっていると考えていただければと思います。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	1点だけ、学校開放事業に関する業務なのですが、学校の開放事業は、結構地元の年配者の方や地域の方が利用するケースが多いのです、年間予約のような感じで、例えば毎週この日とか。そういう線引きと言うのでしょうか、今まで学校に貢献していた方なども結構使われているケースがあったりして、そういうことも含めて、優先とは言わないのですけれども、多少の裁量の中でそれをやってきたと。これが、システムをやることによって、ドラステックに抽選になっていくということで、その辺りの配慮。他のスポーツ施設や区民施設とは一線を画す施設でもあります。そういう意味では、その辺りの配慮についていかがでしょうか。
学校支援課長	今回のこのシステムを使って開放していくという事業の前提としては、まず学校の教育活動で使うものは先に学校で押さえていく、次に行政で使用する部分について行政で押さえていく、その残った枠を団体に抽選によって開放していくという形をとっています。状況によっては、行政で使用する部分や学校で使用する部分に該当させて、確保していくことはあり得ると思います。あとは、どこの地域でもいいというわけではないので、地域性をどのようにしていこうかというのは、今、私たちが考えているところです。何らかの対応策は考えていくべきだとは思っているところです。
委員	モデルケースですからね。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	2点質問いたします。今のスポーツ振興のことなのですが、こちらに利用時間枠というのがある設定必要と書いてあるのですが、具体的な時間を教えていただきたいのが1です。それから、私も障害者のスポーツの補助のようなことをやったことがあるのですけれども、具体的に自分の手に負えないこともあったわけです。そういったときに、介助できるような方の人員の配置や、その辺りのお手伝いができる技量のある方とかの人選はできるのでしょうか。その辺りをお伺いします。
学校支援課長	まず時間についてですが、平日は6時以降9時までなので3時間、これが1枠になります。土日については8時から9時までの間で、大体3時間ぐらいを1つのコマとして考えているところです。それから、介助の方法なのですが、実際にこういう障害のある方が集まる講習だからということで介助する人たちを準備する場合と、そうではなくて、介助者を連れて来て一緒にやるというような場合と、いろいろなパターンがあると思います。その辺りはどのように対応していけばいいか、障害スポーツだけに限っているわけではないので、どういう体制をとっていけばいいかは、これから検討していく形

	になると思います。
委員	もう一点は、実施予定日というのが既に3月18日と明日になっていますよね。これから考えること自体が明日から始まること自体について、その答えというのは、すごく疑問を感じますけれども。
学校支援課長	これは、あくまでもモデルケースを実施していく中で、今後何をやっていくのか、この1年の中で考えていきます。明日からすぐにこの事業をやる、明日からこのスポーツをやるということではなくて、順次考えていくということです。
情報政策課長	少し補足いたします。明日の日付になっているというところですが、スポーツ教室をするまでの間、様々な準備があります。こちらは、まずシステムを使って行うものですから、審議会を通らないとシステムも作り上げることができないので、そこに明日から着手するというような形でお考えいただければと思います。
委員	確認したいのですが、先ほど委託してという話があったのですが、これも委託なのですか、それとも区がやるのですか、どちらなのですか。それによっても、区がどの程度個人情報を持つかというのが、異なる気もするのですが、実際に委託としてやるわけではないのですよね、今この話の流れからすると。その点はどのようなのでしょうか。
学校支援課長	これは、区が今回の事業者に企画をしていただき、それで受付や募集なども含めて実施することを委託するということです。
委員	では、委託ではなくて、区が主催するのだけれども、何と言うのでしょうか。通常言うような委託という意味ではなくて、区が情報管理を全部して、そういった所にやっていただくという理解ですか。
学校支援課長	募集や収集するのは委託先をお願いするという形になります。使う場所は学校で、区の事業ですが、実施主体は委託によってという形になります。
委員	私も頭の中で余り整理ができないのですが、よくある1事業だから委託してやっていただくというのと扱いが違うのかなというのと、区がどのように関わっていくのかというのがすごく難しいと思うのです。やることに反対しているわけではなくて、そのときに区がどの程度個人情報を取っているのかということだけ、この審議会では審議できないわけなので、そこが少しだけ引っ掛かるなど。それから、一般的な承認の取り方として本当にいいのかなというのは、少し引っ掛かります。機微情報の典型なので、少し引っ掛かるなどというのがあります。
学校支援課長	補足いたします。今回は事業者に委託してやっていただくのですが、それを全く丸投げするわけではなくて、必ず私ども区といろいろなことの調整を図りながら、委託先でやっていただくということですので、全く私どもが気づき知らないというわけではなくて、必ず確認をして、実施するということです。
委員	1つ質問です。今回の事業は、今、話が続いているもの全てにおいてです

	けれども、モデル事業という話ですので、杉並区の区立の小・中学校全てにおいてやっていることではなくて、とある1つの学校でやる、杉並区のモデルを今後どのようにしていこうかというモデル事業と理解をしています。ですので、今、審議している内容については、モデル事業に対してのことであって、いろいろな委員の方が、地域での学校の在り方や学校のそれぞれの様々な状況をお話されていますけれども、今回は、とある1つの学校でやるモデル事業に対しての情報の審議ということによろしいのですよね。
学校支援課長	今回のモデル事業というのは、今後、区のほうでどういう形で広げていかも含めてなのですが、どういう形で学校施設を有効に活用していくかが1つの鍵になっています。その中で空き枠を使ってスポーツ振興を図っていきます。その地域、学校によってその形は違って来るかとは思いますが、モデル事業の中で何かできるか、どうやったらいいのかということ、まずはしっかりと確認していく作業になります。
委員	ありがとうございます。そうしましたら、このモデル事業が今後数年にわたってうまくいったと、杉並のモデルができるようになっていった場合に、各学校においていろいろな業者に委託する場合もあるでしょうし、もしかしたら今回の業者に同じようにどんな学校も委託するようになるかもしれないですし、そこに関してはもう一度このような情報の審議はできると考えてよろしいですか。今日審議したから、これから先、このモデルが杉並区のものになりましたとなったときに、新たに審議する場はないということですか。
情報政策課長	まず、先ほどから申し上げているように、モデルという形なので、どんな形でこれが広がっていくかが確定しておりませんので、一般論になってしまうのですが、例えばこの審議会で諮問した事業があつて、全く何も変えないで拡大していくということであれば、セキュリティ的には諮問して答申していただいた内容のとおりとなるので、改めて同じ内容を諮問するということはありません。今後、このモデル事業がこの後どういう動きをするかによって変わってくると考えています。
委員	ということは、つまり、このモデル事業、今諮問している内容がこのままスムーズにいくのなら、ほかの学校にこのシステムを持っていった場合も、聞かないということによろしいですか。
情報政策課長	同じ内容の諮問は行わない形になりますので、おっしゃっているとおりでよろしいかと思えます。
委員	はい、分かりました。
会長	ほかに御質問はありますか。では御意見を伺います。御意見のある方は手を挙げてください。
委員	報告第36号、諮問第74号から諮問第76号と、報告第37号、諮問第77号、第78号についてです。どちらも学校開放に関わるものです。区の政策として、その方向性についてはいろいろ思うところがあり、不安点もあるの

	<p>ですが、取りあえず個人情報の取扱いという意味で言うと、諮問された内容には特段問題がないかなと感じております。ただし、諮問第 77 号、第 78 号の身体障害の有無、精神障害の有無等の項目については、すごくセンシティブな情報になっております。この再委託をする専門業者の方にも、これは伝えなければいけなくなってくるものではあると思うのですが、不用意にそれが広がらないよう重々対応していただきたいということを申し上げて、意見とさせていただきます。</p>
委員	<p>諮問第 77 号、第 78 号で、今審議会の中でも活発な議論があったかと思っています。割と前のほうで出た意見かと思うのですが、正に障害の特性を踏まえた受入体制が作られるように、再委託先との契約は整備されていくのかという質問があったかと思います。これは極めて重要なポイントだと思っています。予約を取り受けするシステムに関しては、この内容で了としたいと思うのですけれども、正にそういった形で頂いた情報を有効に使って、いいスポーツ体験ができるようなモデル事業にしていっていただきたいということに大きく期待を込めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。</p>
委員	<p>先ほどの障害の話なのですが、法的には精神の中に知的が入っているという体系は見たことはあるのですが、行政の中での施策では知的と精神は分けて作られている、手帳の種類にしても分けて作られていると思うのです。ですので、やはりここでは含まれているのですよと勝手に定義を変えないで、きちんとしていただきたいです。</p> <p>それから、精神障害に関しては非常にセンシティブな問題が大きいですし、逆に、その障害を聞いた上で何を配慮してくれるのか、やはりよく分からないです。そういう意味では、私としては、知的障害は当然入ってくると思うのですが、精神障害の有無を無理やり聞くというところがやはり納得はできないということで、保留させていただきたいと思います。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。</p>
委員	<p>私も委員と全く一緒に、精神障害などについて聞いて、そういった情報を得ることによって、もちろん配慮できるという人もいるのかもしれないですけども、私は何か逆の効果も必ずあるかなと思っていて、普通でいいと思うのです。先ほど障害者団体の方がおっしゃっていたように、普通に対応するといったら変ですけども、それを聞いたところでどうなのかなと。誰がやったっていろいろなことが起き得るし、普通に対応していだけ、普通に皆と一緒にやっていくということだと思っているので、精神障害を聞く理由が余り私には見えないなど。そういうものをどこまで区が得たほうがいいのかなということについて、本当に少し疑問があります。身体障害であれば、こういう配慮が必要というのは少し分かりますけれども、そういった意味で、私も個人的には反対です。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。私から補足として、念のためですが、第 1 回</p>



	<p>審議会のときにお伝えしておりますが、この審議会そのものは、適切性が適正性かという意味では、適正性を審議する場です。この事業そのものが良いのか悪いのか、有益なのか無益なのかというのは、適切性の話です。適正性というのは、個人情報保護条例にのっとってこの事業が審議されているのかということです。そういう意味では、大方の意見は適切ではある、これは是非やっていたきたいという意見であったと思います。それに対して、この個人情報登録票の書き方などに関しては、やはり問題があるのではないかとことです。内容が曖昧であることとか、先ほどの緊急連絡先は「等」の中で読み込むのだということです、それですと、取得が今は本人のみになっているわけで、本人以外、つまり御本人が自分の緊急連絡先はこの番号ですという書き方は、これではできないということになります。それであれば、本来、緊急連絡先は本人以外として、この個人情報登録票などは作成すべきだったと思います。そういう意味では、この点に関しては諮問としてはそのような形で、個人情報登録票と心身等の中で具体的にどうということなのが余り明確になっていないところに関しては、そういう意見があったことを踏まえて、この後の事業をしていただくのがいいのではないかと思います。</p> <p>では、ほかに御質問、御意見がなければ、報告第 36 号と報告第 37 号は了承、諮問第 74 号から諮問第 78 号は決定といたします。</p> <p>次に諮問第 79 号について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
諮問第 79 号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの説明について御質問はありますでしょうか。
委員	いろいろな申請をするときに、税情報が必要なときには、区において例えば私の税情報を参照しても構いませんというチェック項目があったりして、そこでOKするとか、そういったものがありますね。例えば就学援助などもそうです。今回のこのタクシー利用に関しては、税情報をそのような形で扱うことはできなかったのか、なぜわざわざマイナンバーを使って情報連携をしようとするのか、その御説明をお願いします。
障害者施策課長	杉並区に税情報をお持ちの方に関しては、委員がおっしゃるように、同意書をもって税情報の確認を行っておりますが、杉並区に住民税の情報を有していない転入者等に関しては、情報連携を使うというもので考えています。
会長	ほかに御質問はありますでしょうか。
委員	仮に個人が個人番号を使わないことを希望する場合というのはどのような扱いをされるのかを確認します。
障害者施策課長	その場合には、御自身で所得証明と言いますか、そういった情報を持ってきていただくという形になります。
委員	大変けれども、それは考えられているという認識をしてよいですね、分かりました。ありがとうございます。
会長	ほかに御質問はありますでしょうか。では、御意見はありますでしょうか。

委員	<p>諮問第 79 号についてなのですが、個人番号、マイナンバーの取扱いについては様々な問題点があるという立場から反対をしております、今回の諮問第 79 号についてもマイナンバーの拡大につながるものかと考えますので、反対とさせていただきます。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。</p>
委員	<p>今、他の委員からもありましたが、個人番号を使わなくても税情報をその人が持ってくればできるということです。それから、そもそも同意しないということは、ほかの件でもいろいろと制度は実はビルトインされておりますので、そこはきちんと説明する形になっているのですか。</p>
障害者施策課長	<p>説明させていただいております。</p>
委員	<p>分かりました。では、そこは重ねてお願いしますということで要望させていただきます。</p>
会長	<p>ほかに御質問、御意見がなければ諮問第 79 号は決定といたします。</p> <p>次に諮問第 54 号と諮問第 55 号についてです。本案件は、令和 3 年度第 5 回の審議会にて諮問を受けております。本案件については、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 7 条の 2 により設置した部会において審議を行うこととし、令和 4 年 1 月 18 日に部会を開催しております。そちらのほうの部会として、私より審議の結果について説明をいたします。</p>
<p>諮問第 54 号・第 55 号</p>	
部会長	<p>お手元の資料 3、住基ネットに関してですが、1 ページの審議結果—1、「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について」を御覧ください。部会では、点検内容に記載されている 2 点のセキュリティ対策について審議いたしました。</p> <p>まず 1 つ目は、住基ネット安全措置実施状況等に関する職員アンケートの実施結果と結果を受けての対策についてです。これは、セキュリティ対策が各部署において適切に実施されているかを確認するとともに、職員への教育方法等の改善点を把握するためのものです。アンケート調査の結果、住基ネット業務を行うに当たって講ずべきとされているセキュリティ対策の実施状況は適正であることを確認しました。また、アンケート結果から得られた改善点を中心に、各部署への振り返りを実施して、セキュリティ対策の周知徹底を行うことを確認しました。さらに、次年度の初任者教育等においてもアンケート結果を活用し、職員のセキュリティ意識の向上に努めることを確認しました。</p> <p>次に 2 つ目ですけれども、住基ネット緊急時対応訓練の実施結果についてです。緊急時対応訓練は、障害等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるように、毎年実施しております。副区長をはじめとする緊急時対策会議構成員への訓練と、住基ネット端末を利用する部署の職員 256 名への訓練を実施していることを確認しました。職員に対する訓練については、各部署における住基ネット端末の利用のあり方に応じた訓練を行っており、その内容</p>

	<p>が適正であることを確認しました。また、従来実施していた講義形式の訓練に加えて、住基ネット緊急時連絡体制に基づく連絡訓練を実施したことを確認しました。</p> <p>以上のことから、今説明した2点についての総評として、区が実施した住基ネットのセキュリティ対策の実施結果について妥当であることを確認しました。なお、部会で使用した資料は5～8ページまでの部会資料2、それから部会資料3ですので、詳細についてはそちらを御覧ください。住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価については以上です。</p> <p>続いて、情報提供ネットワークシステムになりますが、2ページの審議結果—2、「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価について」を御覧ください。こちらも、点検内容に記載されているセキュリティ対策について審議しました。点検内容は、情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する職員アンケートの実施結果と結果を受けての対策についてです。これは、情報提供ネットワークシステムを利用する職員の理解度を把握し、教育の有効性の評価を行うことで、教育内容の改善等につなげることを目的として実施されています。</p> <p>アンケート調査の結果、情報連携事務を行うに当たって講ずべきとされているセキュリティ対策の実施状況は適正であることが確認できました。また、アンケート結果については、各部署で振り返りを実施し、セキュリティ対策の再確認や情報共有を行うことを確認しました。さらに、結果を今後の研修等においても活用することを確認しました。</p> <p>以上のことから、総評として、区が実施した情報提供ネットワークシステムのセキュリティ対策の実施結果について妥当であることを確認しました。なお、部会で使用した資料は10～14ページまでの部会資料4ですので、詳細についてはそちらを御覧ください。情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の妥当性の評価については以上です。</p> <p>今の説明について御質問はありますか。</p>
委員	<p>まずは部会の皆さん、本当にお疲れさまでした。おおむね良い結果が得られているという内容かと理解しているのですが、情報提供ネットワークシステムの所にある「統合端末」というものは、生体認証の組合せの端末ででしょうか。その事実関係を、まず確認させてください。</p>
情報システム担当課長	<p>そのとおりでございます。</p>
委員	<p>パスワードを入れた後に指で払って通しているものだと思うのですが、その端末で放置端末が発生するというのは、どちらかと言うと設計の問題なのかなという気がします。要は、利用中も生体の認証を求めるような形にしていたり、操作が切れてからログオフにするまでの時間を短縮するという。割と放置端末に対する問題意識が強いのだろうということが読み取れる内容になっていますけれども、そこは設定においても一定程度改善する</p>

	のかなと思っているのですが、その辺りはどういう検討状況ですか。
情報システム担当 課長	設定時間の詳細については、今お答えできませんが、委員ご指摘のようなことを配慮した設定にしているものと認識しております。
委員	分かりました。利便性とセキュリティのバランスの話なので、必ずしも短くすることがいいと思っているわけではないのですけれども、この放置端末を極小化していくことが大事なのであれば、やはり時間を短くするとか要求を強くするというようにするべきだと思います。セキュリティと利便性のバランスをこのところに設定するので、80%前後という数字が適正なのだというのであれば、それはそのように報告の中でまとまっているほうが納得感がより高まるかなと思っていますので、その辺りを御検討いただければと思います。すみません、意見になりました。
会長	では意見として伺っておきます。
情報システム担当 課長	基本的に端末を利用した後は、ログオフすることを徹底していますので、基本的に放置するということはまずないという考え方の下、そうは言ってもというところで、先ほど申し上げたような自動によるログオフの時間等を設定しているという形になります。
委員	6ページですけれども、どういうふうに指導している、若しくはマニュアルになっているのかをお尋ねしたいのです。モニターがあって、その前に人がいない、つまり離席しているときには、そこを通り掛かった人は端末を覗いて、ログオフしているのか、ログインしたままになっていないのかどうかを、ちゃんと確認するようにしているのかどうか。なぜかと言うと、従事年数が1年目の人と2年目の人とでは割と差があるので、1年目の人はそこまで見ないけれども、2年目の人は一生懸命見ているのかどうか、そういうことなのでしょう。
区民課長	確かに1年目の職員よりも2年目の経験を積んだ職員のほうが、そういうところへの注意意識が高くなる、年数を経るにつれて高くなっていくという面は確かにあるかと思います。ただ、一般的に1年目の職員についても、研修等でログオフについてはしっかりとするように、また、ログオフされていない端末があった場合については、誰かが使っていないかを確認し、もし確認ができない場合については速やかにログオフをする、そういう研修を実施していますので、その中でセキュリティの強化を図っているというところで
委員	ログオフしているかどうかは、どうやって確認するのでしょうか。というのは、今、私の目の前に自分のパソコンがあるのですけれども、生きていますけれども画面は暗くなっているのです。それから、もう少し時間がたつとスクリーンセーバーが動いたりする。それはそのように設定しているのですけれども、どういうことになっているのか。それから、いちいちそうやって離席しているパソコンを確認するのは結構面倒というか、余計な仕事でもあるように思うのですが、どうなのでしょう。

区民課長	<p>確かに御指摘の面はあるかと思えますけれども、ただ、そういうような形でログオフをされていない画面を見付けた場合については、当然のことながらログオフをするということが、それはもう基本的なセキュリティ対策の初歩ですので、その辺についてはしっかりと実施するというのは、住基ネットシステムを扱う者については義務だと考えています。また、例えばスクリーンセーバーとかそういうものが掛かってしまった場合には、再度生体認証をすることなしには開かないようなシステムになっていますので、その辺についてはセキュリティは担保されている、そういう形で考えています。</p>
委員	<p>あと、この表の②と③を比べてみますと、ログオフを忘れていると思われる職員を探して声を掛けるパーセントより、その職員が不明な場合には見付けた人が速やかにログオフをするみたいですが、そちらのほうが、つまり見掛けた職員がログオフをするという率のほうが高い、これはそのように指導しているのですか。それとも、探していく時間があったくないから、見掛けた人がさっさとログオフしたほうがよいという、そういう指導になっているのでしょうか。</p>
区民課長	<p>そこまでの指導はこちらのほうではしておりませんが、基本的には、まず忘れていいのかどうかという確認をするのは必要になってくると思います。ただ、やはり繁忙期を含め、なかなか確認が取りづらい場面もありますので、そういうような場合については速やかにログオフをするという形になります。</p>
委員	<p>あと最後に1つですけれども、11 ページです。(3) で、DV・虐待等の人についてはフラグを立てるという仕組みになっていますけれども、この文章が少し判然としません。従事1年目の職員は、このフラグの設定とか解除について担うことがあるのかどうか。つまり、ここには「2年目以上の職員が担うことが多い」とも書いてあり、また同時に、「設定・解除に関わらない従事年数1年目の職員も」と書いてありますが、1年目の職員はどうか、関わるのですか、関わらないのですか。</p>
情報政策課長	<p>1年目の職員が関わらないというわけではないのですけれども、ある程度経験を積んだ職員が行うことが多いので、現実的には1年目の者が担うことはないと考えています。</p>
委員	<p>このDVとかのフラグを立てているかどうか、それから、例えばその人の情報を出すとか、若しくは住民票を発行するとかということは、それこそ命に関わることです。杉並区では、画面が見えにくくて間違っただけで住民票を発行してしまい、その方の転居費用を出したことがあります。引っ越してもらったわけですね。大変なことなわけですね。だから、その1年目の人が従事することがあるのであれば、その人たちが74%の周知度では困るのです。これは徹底してほしいのですけれども、何らかの方策はありますか。</p>
情報政策課長	<p>まず、今申し上げたところなのですけれども、1年目の職員が総じてこうした個人情報の認識が弱いというわけではないと考えています。ただ、今現在の業務に1年目ということで、その業務の習熟度から、通常であれば2年</p>

	<p>目の方が行うものと考えています。こちらについては、今委員がおっしゃったように、非常に重要な業務ですので、その業務に精通した方がやるという形で行われているものです。</p>
委員	<p>通常そうしないようにしているということですが、そのくらいではまだ足りないのですよ、本当に。確実にそういうことがないように。職員になってから長かろうが短かろうが、この業務の意味が分かっているなければ実効性がないわけですから、絶対間違いがないように、きちんとした仕組みができていますか。そして、もし少し足りないところがあるのであれば、これからきちんとしていくという何らかの回答がほしいですが、どうですか。</p>
情報政策課長	<p>まず、委員にずっと御心配いただいている、フラグの意味を職員が知らない、これはえらいことになってしまいますので、これは100%徹底しています。この設問なのですが、そのフラグを解除する場合どういった手続をする必要があるかを知っているか知らないかというところです。フラグの意味は、職員には100%徹底しています。</p>
会長	<p>一応私のほうから補足しておく、ある意味、このアンケートの取り方を改善したほうがいいのかもしいかもしれませんが、当該業務を担当している職員の徹底では100%に近いのです。当該業務を担当していない人にもアンケートを取っている、それをやっていない1年次の人には残念ながら少ないということが数字に出ているという理解をしていただいてもいいと思います。ですから、アンケートとして今は知っているか知らないかですが、その業務を担当していないという選択肢がもう1つあると、この数字は上がる可能性はあるので、次回以降そういう取り方をしたほうが、もしかすると数字を解釈するためにはいいのかもしれないと、今聞いていて思いました。</p> <p>それから、ほかの方の御質問もあるかと思いますが、先ほどの6ページの所です。離席している状態を見掛けたことはないという確認ですが、基本的にはこれも誰かが巡回しているというものではなくて、たまたま通り掛かって見たことがありますかということの確認をしているというものです。</p> <p>あと、2番と3番のところは、委員が御指摘のとおりですが、やはりたまたま通り掛かってたまたま見付けてしまったので、そこで誰がログオンしたものかを調べ上げるよりは、手っ取り早くログアウトをしておもうという意識が働くという感じの結果が出ていて、実際、安全対策上もそれで問題があるわけではないので。ただ、前年度にも申し上げましたが、そうすると、ログアウトし忘れた人が気付く機会がなくなるわけです。ログアウトをし忘れてしまっているけれども誰かが勝手にログアウトしてくれましたになるので、なるべくは探し出してログアウトを忘れていたよというようにできればいいのですが、ちょっとそれもやりすぎると、たまたま見た人の手間が増えることになり、では見なかったことにしようとなると、更に本末転倒なので。こちらの部会のほうでは、数字が本当は全部100になって</p>

	<p>いってほしいことではあるけれども、自然なところで皆さん自助努力としてはちゃんとやれているのかなという解釈をしていますので、それは補足しておきたいと思います。</p> <p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>12 ページのアンケート回答結果という所で、各部署の結果が出ているのですけれども、1年目の方と2年目以上の方という形で取られていて、介護保険課のほうで、今年度の1年目の適正実施率の平均というのが88%となっています。前年度は100%だった1年目ですけれども、今年の1年目の方は88%ということで、他の部署よりもがくんと下がっているのかなというのが、これは個人的に気になったのですけれども、何かシステム的な変更があってそのようになったのか、どんな理由があったのかというのは検討はされているのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>このアンケート結果なのですけれども、100%から88%になってしまったことについては、アンケート対象が13人と少ないことから昨年度との差が大きく出てしまったものと認識しています。しかし、セキュリティ的にはすべて100%になってほしいと思っています。</p> <p>昨年までは、各課長に結果をお示しして、改善等を促していましたが、課長に加えて今年度からはもっとこれを厳しく徹底しなければならないということで、担当の部長にもしっかりとこの状況をお示した上で、どのようにいつ何を改善したのかというところも、しっかりこちらに報告を上げてもらうような形で徹底してまいります。今委員がおっしゃったように、介護保険課の個々のなぜだったかの分析までは手元にはないところなのですが、そこも各所管課のほうでしっかりと分析をし、そして100%を目指すということをやってもらうように変えているところです。</p>
会長	<p>では、御質問がなければ御意見はありますでしょうか。</p> <p>それでは御質問、御意見がなければ、諮問第54号と諮問第55号は決定いたします。</p> <p>それでは、ただいま御審議いただきました諮問事項について、ここで答申をしてみたいと思います。これから事務局が答申案文をお配りしますので、内容の御確認をお願いします。</p>
(答申案文の配布)	
会長	この内容でよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	では、答申文を情報・行革担当部長にお渡しします。
(答申文の受領)	
会長	本日の議題は以上です。続いて、次第のその他として、事務局から情報提供があるとのことですので、御説明をお願いします。
情報政策課長	個人情報保護法の改正について、このお時間をお借りして、情報提供させていただきます。令和3年5月19日に、デジタル社会の形成を図るための

	<p>関係法律の整備に関する法律が公布されました。これに伴い個人情報保護法が改正され、地方自治体に関連する改正が令和5年春に施行される予定です。本日カラー刷り3枚のA4横の資料をお配りしていますが、これが概要になりますので、後ほど御確認いただければと考えています。この法改正ですが、「個人情報保護」と「データ流通」の両立、それから、国際的な制度との調和を図るために、全国的な共通ルールを規定して、個人情報の所管を法に基づく独立機関である、個人情報保護委員会に一元化するというものです。</p> <p>このことを受け、杉並区においても、個人情報保護条例の改正など、区の個人情報保護制度の見直しを図る必要があります。これは、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第1号に規定の個人情報保護制度の運用に関する重要事項であると認識しています。</p> <p>本年4月以降に、国から法律の詳細な解説をしているガイドラインが示されますので、それを確認した後、こちらの審議会に諮問させていただくことを予定しています。条例の大きな改正になることが見込まれますので、本日、諮問に先立って情報提供をさせていただきました。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。個人情報保護法の改正の概要について、情報提供をいただきました。今回の個人情報保護法の改正を受けて、来年度、区の個人情報保護条例等の見直しに関して本審議会に諮問される予定であるとのことでした。関連資料などを拝見すると、検討に当たっては高い専門性が求められる案件かと認識しています。このため、個人的には専門部会を設置して検討していくほうがよい案件ではないかと思っておりますけれども、具体的な検討方法については、諮問を受けてから改めて皆様に御相談させていただければと考えています。ほかに事務局から何かありますでしょうか。</p>
<p>情報政策課長</p>	<p>確定版の会議録の配布についてです。本日確定しました令和3年度第5回の会議録を事務局から今お配りしていますので、お受け取りください。オンライン参加の加藤委員については、後日、事務局から送付させていただきます。</p> <p>次に、次回の審議会の日程についてです。次回の審議会は、令和4年6月14日火曜日午後2時から、終了時間については、案件数にもよりますが、本日と同様に午後5時を想定しています。会場は中棟5階第3・4委員会室の予定です。よろしくお祈いします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、以上で令和3年度第6回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。</p>